

札幌市一般任期付職員採用選考案内

令和6年11月28日

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課

- 採用予定日 : 令和7年4月1日（火）以降
- 受付期間 : 令和6年11月28日（木）～令和6年12月22日（日）【必着】

札幌市一般任期付職員採用選考を次のとおり行います。

求める人物像

- ◆ 民間企業等で培われた経験やノウハウを活かし、札幌・北海道のスタートアップ・エコシステムの構築に向けた効果的な支援策を企画し、実行していただける方
- ◆ 道内外におけるスタートアップや産学官にわたる関係者等と幅広く良好な関係を構築できる高いコミュニケーション能力を持った方
- ◆ 札幌・北海道から世界を変えるスタートアップを生み出すため、本気で私たちと一緒に取り組んでいただける方

1 募集内容

採用区分	募集人数	主な職務
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課 スタートアップ 推進担当係長 (一般任期付職員)	1名	1 札幌・北海道におけるスタートアップ・エコシステムの構築に向けたスタートアップの創出・育成・誘致に係る各種支援の企画・実施 2 STARTUP HOKKAIDO 実行委員会（※）や札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会の事務局運営 3 道内外におけるスタートアップ関係者とのネットワーク構築、コミュニティ形成、産学官連携 等 ※ 札幌市・北海道・北海道経済産業局を中心に組成されたスタートアップ支援組織。

2 任期

令和7年4月1日以降から令和10年3月31日まで

※ただし、採用日から5年間を超えない範囲内で、本人の同意を得て更新する場合があります。

3 応募資格

- (1) スタートアップに関する知識があり、スタートアップに関わった経験がある方。特にスタートアップ・エコシステムの構築に関する経験やスタートアップ支援施策の検討などに携わった経験がある方が望ましい。
- (2) スタートアップやその他民間企業において、新規事業の立ち上げや進行管理など、プロジェクトマネジメントに関する経験がある方。
- (3) 札幌市や北海道に対する地域貢献やまちづくりに関心があり、自身の知見や経験を活かせる方。
- (4) 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当しない方。
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。
 - ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方。
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

※学歴、経験していた業界は問いません。

4 選考方法

- (1) 第1次選考 履歴書による書類選考
- (2) 第2次選考 第1次選考合格者に対して、WEBによる課題選考
※第1次選考後に課題を提示します。WEB上で課題に対する動画回答を提出していただき、提出された動画に基づき選考を行います。
- (3) 最終選考 第2次選考合格者に対して、対面面接により実施予定
※面接は東京都内及び札幌市内の会場を予定しています。第2次選考合格後に希望の会場を選択していただく予定です。原則として対面面接を予定しておりますが、やむを得ない事情がある場合には、WEB上でのオンライン面接を認める場合があります。

5 応募手続き

申込方法	募集サイト (http://employment.en-japan.com/desc_1328552/) にて、応募してください。
受付期間	令和6年11月28日(木)～令和6年12月22日(日)【必着】

6 合格発表

- (1) 第1次選考の結果については、令和6年12月25日(水)(予定)までに電子メー

ルで合否通知をするとともに、札幌市公式ホームページ上で合格者の受験番号を公表いたします。また、合格者には、併せて第2次選考となる課題とWEBでの回答方法を通知します。

- (2) 第2次選考の結果については、令和7年1月14日（火）（予定）までに、(1)と同様の方法で通知及び発表します。合格者には、併せて最終選考の実施日時及び方法を通知します。
- (3) 最終選考の結果については、令和7年1月31日（金）（予定）までに(1)と同様の方法で通知及び発表します。
- (4) 上記各選考の結果通知期日までに通知がない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

7 採用について

(1) 勤務形態

勤務時間 8時45分～17時15分（休憩時間12時15分～13時00分）

※時差出勤制度あり

週休日・休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休 暇 年次有給休暇（年間20日付与）、特別休暇（結婚、忌引、出産等）、介護休暇、病気休暇

雇用形態 常勤職員（一般任期付職員）

※原則、週5日勤務となります。

勤務地 札幌市役所／北海道札幌市中央区北1条西2丁目

(2) 給与

「札幌市職員給与条例」の規定に基づき、給与月額を決定します。令和6年4月1日現在の給与水準の例は次表のとおりです。

給与水準の例	モデル		
R7.4.1時点の満年齢 【採用前の実務経験年数】	係長職 35 歳 【13 年】	係長職 40 歳 【18 年】	係長職 45 歳 【23 年】
a 給与月額（地域手当込み）	306,000 円	351,000 円	375,000 円
b 寒冷地手当（R7.10支給）	65,300 円	65,300 円	65,300 円
c 期末・勤勉手当（年4.5月分）	1,518,000 円	1,738,000 円	1,858,000 円
年収（ $a \times 12 + b + c$ ）	5,255,300 円	6,015,300 円	6,423,300 円

※初任給は、これまでの実務経験年数（正規のもの）、学歴、年齢等を勘案のうえ、決定されますので、上記の例を下回る場合があります。

※上記の例には給料、地域手当、期末・勤勉手当（年間4.50月分）、寒冷地手当（世帯主・単身）が含まれています。ただし、初年度の期末・勤勉手当は、勤務開始日に応じて割り落とされます。

※上記のほか、要件に該当する方には、通勤手当（最大 55,000 円/月）、扶養手当（配

偶者 7,000 円/月、子ども 11,000 円/人・月等)、住居手当(最大 27,000 円/月)などの諸手当が支給されます。

※給与額等については、今後の条例改正等により変更となる場合があります。

8 その他

- (1) 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- (2) 選考に際して市が収集する個人情報を選考及び任用手続きのみに使用します。
- (3) 最終合格者については、任用に際して略歴等を公表することがあります。
- (4) 最終合格後、在職証明書等の提出を求めることがあります。

9 問い合わせ

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課

Tel 011-211-2379 (直通)

Mail startup@city.sapporo.jp

受付時間：8時45分～17時15分（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）